

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第49号 令和6年度岩国市一般会計補正予算（第1号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第59号 岩国市税条例の一部を改正する条例

議案第60号 岩国市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

議案第69号 消防ポンプ自動車（岩国東方面隊麻里布分団第2部）の買入れについて

議案第70号 消防ポンプ自動車（錦方面隊第1分団第5部）の買入れについて

議案第72号 岩国市中央公民館新築工事請負契約の締結について

議案第73号 岩国市中央公民館新築機械設備工事請負契約の締結について

以上6議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

請願第2号 インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める
請願

本件は、引き続き審査すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第72号 岩国市中央公民館新築工事請負契約の締結について及び議案第73号 岩国市中央公民館新築機械設備工事請負契約の締結についての審査におきまして、

委員中から、「本件は前回の入札の準備段階で、設計書の積算内容に修正が必要なことが判明し、入札が中止となっているが、今回の契約において、どのような修正を行ったのか」との質疑があり、

当局から、「前回の積算において、くいの残土処理に係る工事費約1,300万円の計上漏れと、OAフロアに係る工事費約250万円の過大積算があったため、これらの修正を行った。今後、しっかりと内容の確認を行いながら執行してまいりたい」との答弁がありました。

次に、請願第2号 インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願の審査におきまして、

委員中から、請願文において、消費税が預り金でないと主張されている根拠について、質疑がありました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。